

第5次千葉県住生活基本計画策定検討会議設置要綱

(目的)

第1条 第5次千葉県住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、本県の住宅事情及び住宅をとりまく社会経済情勢を踏まえ、有識者等から広く意見を聴取するため、第5次千葉県住生活基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

なお、会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、必要な事項について意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、住宅政策等に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は検討会議の議事を進行する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、県土整備部都市整備局住宅課長が召集する。

2 会議は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、検討会議において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(報償等)

第5条 委員の報償費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号により、日額13,000円を支給するものとする。

2 委員の費用弁償については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第6条第1項及び別表第二により支給するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、県土整備部都市整備局住宅課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。